

## 介護サービス見込量等の将来推計について

※ 地域包括ケア「見える化」システムを活用

国の地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能により、令和3年度から令和5年度における各サービスの見込み量や給付費を推計するとともに、参考値として2025年度（令和7年度）の各サービスの見込み量や給付費を推計しました。

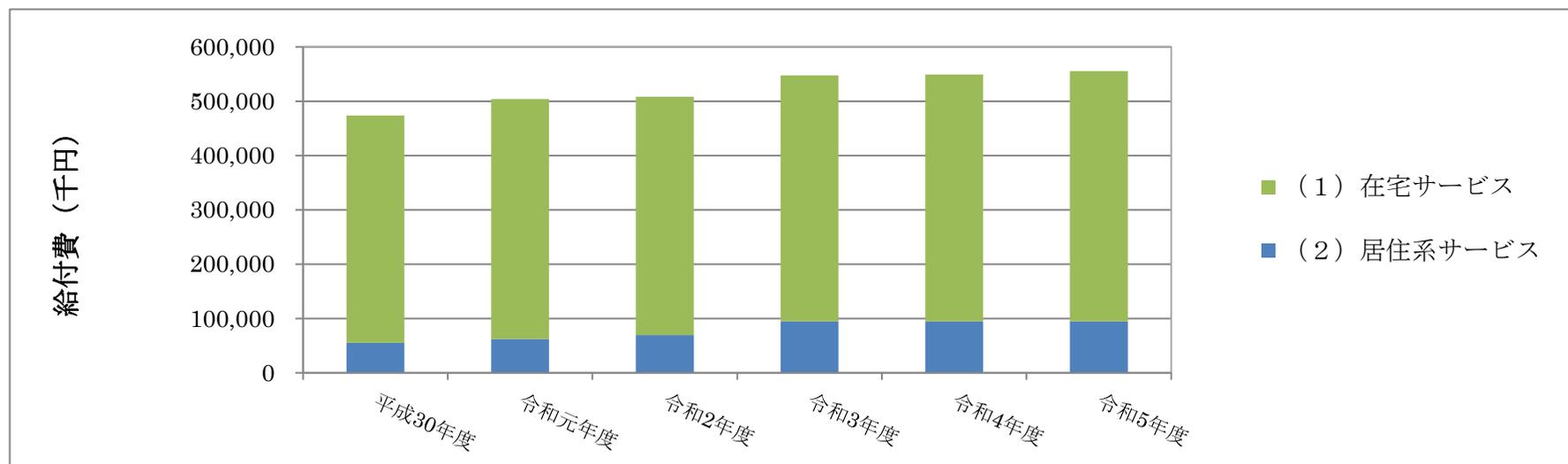
## (1) 介護予防サービス見込量

単位：千円

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	伸び率① ※1	令和 7年度	伸び率① ※2
(1) 在宅サービス	418,453	441,827	438,664	452,860	454,496	460,972	104.0%	459,157	104.7%
(2) 居住系サービス	55,402	62,231	69,570	94,495	94,495	94,495	135.8%	94,495	135.8%
合計	473,855	504,058	508,234	547,355	548,991	555,467	108.3%	553,652	108.9%

※1：第8期平均値/令和2年度の値\*100

※2：令和7年度の値/令和2年度の値\*100



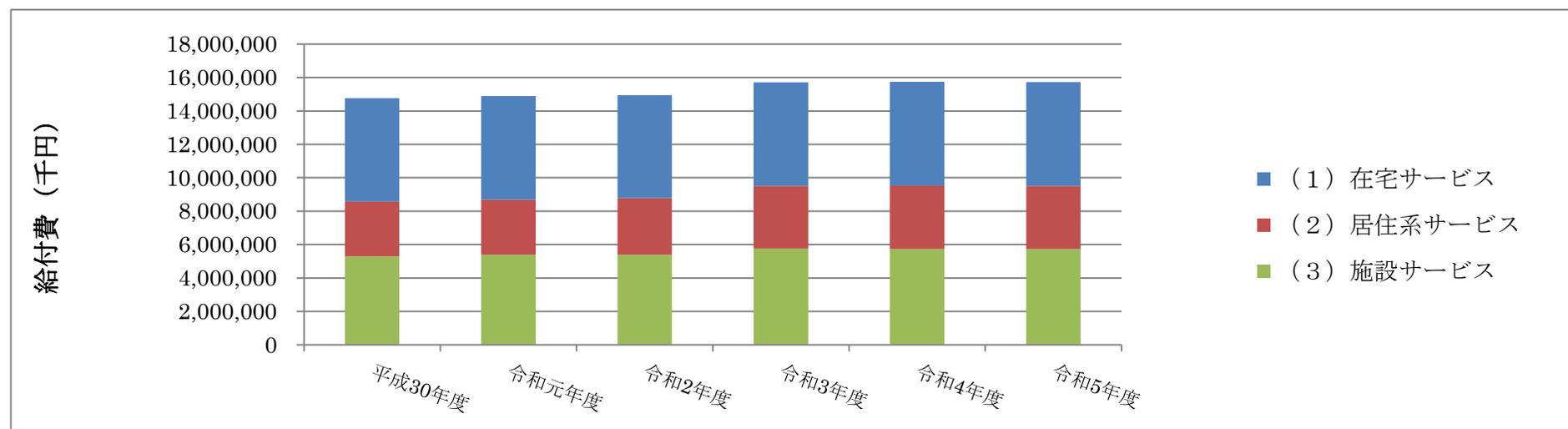
## (2) 介護サービス見込量

単位：千円

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	伸び率① ※1	令和 7年度	伸び率① ※2
(1) 在宅サービス	6,187,453	6,214,182	6,160,651	6,207,210	6,224,817	6,220,320	100.9%	6,170,497	100.2%
(2) 居住系サービス	3,286,113	3,290,014	3,388,041	3,750,129	3,787,225	3,784,018	111.4%	3,769,533	111.3%
(3) 施設サービス	5,298,331	5,391,601	5,396,808	5,763,928	5,732,181	5,732,181	106.4%	6,010,735	111.4%
合計	14,771,896	14,895,798	14,945,500	15,721,267	15,744,223	15,736,519	105.3%	15,950,765	106.7%

※1：第8期平均値/令和2年度の値\*100

※2：令和7年度の値/令和2年度の値\*100



### (3) 総給付費見込量

単位：千円

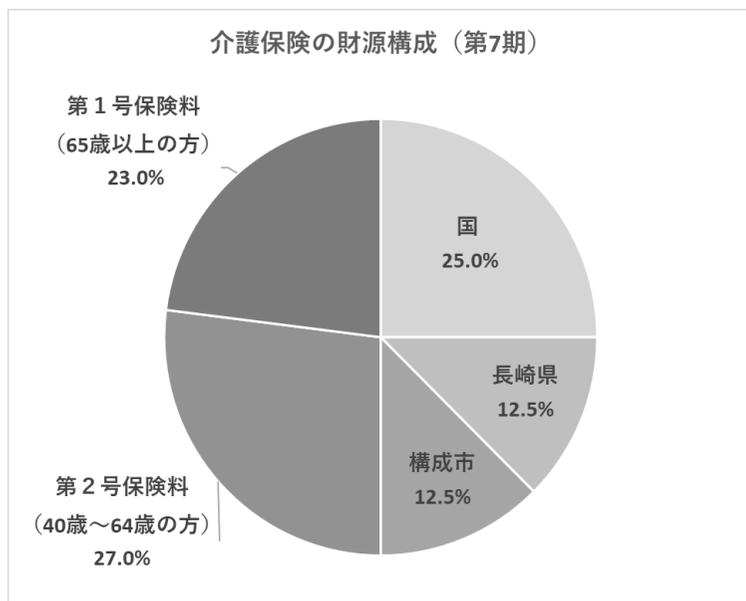
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	伸び率① ※1	令和 7年度	伸び率① ※2
総給付費	15,245,751	15,399,855	15,453,734	16,268,622	16,293,214	16,291,986	105.4%	16,504,417	106.8%
	46,099,340			48,853,822					

※1：第8期平均値/令和2年度の値\*100

※2：令和7年度の値/令和2年度の値\*100

## (4) 介護保険料について

### ①第1号被保険者負担率



介護保険の財源は、法令に定められた負担割合により、半分が公費（国・県・市）で、残りの半分が介護保険料で構成されています。

第7期計画における被保険者の負担割合は、第1号被保険者（65歳以上の方）が23%、第2号被保険者（40歳～64歳）が27%と定められています。

なお、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、計画期間ごとに全国の人口比率で定められます。

【参考：第1号被保険者の負担割合】

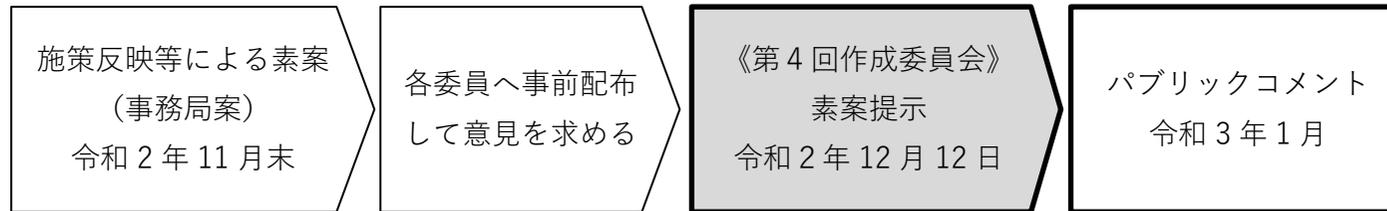
期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
年度	H12~14	H15~17	H18~20	H21~23	H24~26	H27~29	H30~R2
第1号負担率	17%	18%	19%	20%	21%	22%	23%

### ②国の動向

介護保険料の算定に影響がある国の動向としては、介護報酬の改定や高額介護サービス費、特定入所者サービス費（施設入所者等の食費や居住費の負担軽減制度）の制度改正が予定されており、今後正式に示される予定です。

基準省令案や介護報酬改定案が示された後に介護保険料の算定が可能となるため、令和2年12月開催予定の第4回計画作成委員会と令和3年1月に実施予定のパブリックコメントで使用する素案には、介護保険料については記載できません。※ 第7期も同様

(5) 素案作成スケジュール (案)



※ パブリックコメントの結果報告と介護保険料 (案) を含めて、第5回計画作成委員会 (令和3年2月20日開催予定) で素案 (最終案) を検討する。